

役員を選任及び会長等の選定に関する規程 新旧対照表

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>役員を選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>1. 本規程において、「会長予定者」とは、<u>役員等推薦委員会の委員長に就任する者であって</u>、本協会の役員任期の最終事業年度（以下単に「改選期」という。）において次期会長に選出される予定の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 本条における理事会から推挙する会長候補者の選出にあたっては、前項に基づきの<u>推薦</u>委員会から報告された得票者のうちの最多数得票者につき、当該者を会長候補者として選出することにつき、理事会としての決議を行う。仮に、これが否決された場合は、順次、次点の得票者を選出することにつき、理事会としての決議を行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>役員を選任及び会長等の選定に関する規程</p> <p>1. 本規程において、「会長予定者」とは、本協会の役員任期の最終事業年度（以下単に「改選期」という。）において次期会長に選出される予定の者をいう。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>7. 本条における理事会から推挙する会長候補者の選出にあたっては、前項に基づきの<u>選出管理</u>委員会から報告された得票者のうちの最多数得票者につき、当該者を会長候補者として選出することにつき、理事会としての決議を行う。仮に、これが否決された場合は、順次、次点の得票者を選出することにつき、理事会としての決議を行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>[改定]</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2019年12月22日</u></p>	<p>修正漏れ</p> <p>誤記の訂正</p>